

# 内管検査業務 新規参入の手引き

西武ガス株式会社

## はじめに

本書は、西武ガス㈱（以下「当社」といいます）の内管検査業務委託者となって当社の需要家への内管検査業務を行うことを希望される企業・個人の方に、その必要要件や手順等をご紹介するために作成したものです。

都市ガスの設備（内管）は、ガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたります。ガス工作物に関しては、ガス事業法に規定されるガス工作物の技術基準適合維持義務が一般ガス導管事業者に課せられているなど、ガス事業法や関連する法令等により様々な規定があり、一般ガス導管事業者はこれを全うする義務を負っています。そのため、一般ガス導管事業者である当社は、この責任を共に全うできることを前提に内管検査業務委託者を選定しています。また、当社は、開栓業務においての開栓時内管検査は、当社に申し込んでいただき、当社の内管検査員が検査を実施いたします。

定期内管検査は当社の内管検査員または当社が委託する内管検査員を自らの管理下におき、ガス事業法および当社としての技術基準やその他の諸基準を定め、当社から内管検査業務を発注して実際に検査行う検査員を適切に指導しながら、お客様に安全、安心なガス設備の検査をご提供するしくみとしております。

内管検査業務への新規参入を検討される企業の方々にあっては、この点を十分ご理解いただきつつご検討いただければ幸いに存じます。

## 「内管検査業務委託者」の認定等

内管検査業務委託者の認定および内管検査等について定める。

### 1. 認定の手順

- (1) 内管検査業務委託者になろうとする者は、この手引きを承認の上、当社に申し出る必要があります。
- (2) 当社は、要件を満たしていると認めるときは、当社の内管検査業務委託者として認定いたします。

### 2. 認定要件

内管検査委託者は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 過去3年間以上にわたって、内管検査業又は内管工事業、消費機器設置業を営んでいること。
- ② 取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。また、連帯保証人がいること。
- ④ 繙続的に事業を営むに足る営業基盤を有すること。
- ⑤ 所定の資格を有する要員を雇用しており、業務に従事させ得ること。
- ⑥ 当社供給区域内での検査業務に支障をきたさない地域に事業所を有すること。
- ⑦ 下記に定める欠格要件に該当しないこと。

### 3. 欠格要件

指定工事店は、下記の要件に該当してはいけません。

- ① 精神の機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 破産者であって復権を得ない者
- ③ 内管検査業務委託者の認定を取り消されてから2年を経過していない者
- ④ 反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者
- ⑤ 商法上の会社整理中の者、もしくは民事再生法または会社更生法の適用を受けている者
- ⑥ 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納分、その他公権力の処分または銀行取引停止等の処分を受けた者
- ⑦ 債務超過または資本欠損の者
- ⑧ 経常損益または税引後利益の欠損が連續している者
- ⑨ その他当社が別途定める要件に該当する者

### 4. 検査実施需要家

- (1) 当社の指定する需要家の内管検査を実施できます。
- (2) 内管検査を実施する需要家の消費機器調査を実施していただく場合があります。

## 5. 資格

日本ガス協会の内管検査員・消費機器調査員の認定者が検査・調査を実施する必要があります。

## 6. 認定の取り消し等

内管検査業務委託者が当社の定める事項に該当する場合は、当社は、内管検査業務委託の認定を取り消すことができます。

## 7. 保安確保および諸施策への協力

- (1) 内管検査業務委託者は当社と協力して保安確保、お客さま満足向上および都市ガスの普及拡大に向けて取組むとともに、当社が定めた諸施策へ協力をしなければなりません。
- (2) 内管検査業務委託者は当社の実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行う必要があります。
- (3) 内管検査業務委託者は、検査を実施する者に法令に基づく当社所定の講習およびその他必要に応じた講習等を受講させ修了させなければなりません。
- (4) 緊急時または災害時の応援等体制の構築に関する覚書の締結を求めることがあります。

以上